

鹿屋市総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、鹿屋市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（議長）

第2条 会議の議長は、市長をもって充てる。

（議事録）

第3条 市長は、法第1条の4第7項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- （1）開会及び閉会に関する事項
- （2）出席者（傍聴人を除く。）の氏名
- （3）協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言
- （4）その他市長が必要と認めた事項

2 市長は、議事録を作成したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。ただし、法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を公開しないこととした場合はこの限りではない。

（傍聴）

第4条 会議の傍聴については、鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）の規定による傍聴の手續等を準用する。

（事務局）

第5条 会議の事務局は、市長公室政策推進課に置く。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月 日から施行する。

関係法令

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（この法律の趣旨）

第一条 この法律は、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする。

（基本理念）

第一条の二 地方公共団体における教育行政は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の趣旨にのつとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

○鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（抜粋）

（会議の傍聴）

第18条 会議は、**委員長教育長**の許可を受けて傍聴することができる。

2 前項の規定により、会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿に自己の氏名、住所、職業及び年齢を記入し、係員の指示により傍聴席に着かなければならない。

3 **委員長教育長**は、必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

（傍聴の不許可）

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を許可しないものとする。

（1） めいていしていると認められる者

（2） 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者

（3） 前2号のほか、**委員長教育長**が傍聴を不相当と認める者

（傍聴の心得）

第20条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

（1） みだりに傍聴席を離れること。

（2） 私語、談話又は拍手等すること。

（3） 議事に批判を加え、又は賛否を表明すること。

（4） 前3号のほか、会議の妨害となるような挙動をすること。

2 傍聴人は、**委員長教育長**が傍聴を禁じたときは、速やかに退場しなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、傍聴人は、**委員長教育長**の指示に従わなければならない。